○特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する件（**消防庁**八）　一六五
○自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項を定める件（**同**九）　一六七
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（**財務**九九）　一六九
○食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令に基づく主務大臣の定める期間及び基準発生原単位の全部を改正する件（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　一七一
○特定事業者責任比率の一部を改正する件（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境**一）　一七三
○再商品化義務総量の一部を改正する件（**同**二）
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件（**同**三）
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件（**同**四）
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件（**同**五）　一七五
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（**同**六）　一七六
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量を定める件の一部を改正する件（**同**七）　一七九
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条第一項の規定に基づく平成二十六年度以降の五年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画を定める件（**同**八）
○中小漁業融資保証法第七十七条の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件の一部を改正する件（**財務・農林水産**八）　一八〇
○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件の一部を改正する件（**同**九）
○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第二条の規定により専修学校の専門課程を認定した件（**文部科学**五九）　一八一
○大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する規則を定める件（**同**六〇）　一八二
○国立大学法人会計基準の一部を改正する告示（**同**六一）　一八二
○特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針（**文部科学・経済産業**四）　二一一
○職業訓練実施計画を定める件（**厚生労働**一三一）　二一四
○薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（**同**一三二、一三三）　二一五
○国立感染症研究所試験検査依頼規程の一部を改正する件（**同**一三四）　二一七
○国立感染症研究所製品交付規程の一部を改正する件（**同**一三五）
○生活保護法による保護の基準の一部を改正する件（**同**一三六）　二三〇
○障害者雇用対策基本方針を定める件（**同**一三七）　二三四
○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件（**同**一三八）　二三〇
○健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する件（**同**一三九）　二四〇
○国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する件（**同**一四〇）　二四二
○高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針（**同**一四一）　二四三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（**同**一四二）　二四七
○地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示を定める件（**同**一四三）　二五三
○厚生労働大臣が定める一単位の単価の一部を改正する件（**同**一四四、一四五）　二五六
○国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件（**同**一四六）　二六五
○水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する件（**同**一四七）　二六七
○簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項の一部を改正する件（**同**一四八）　二七一
○中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二条第一項第三号ロ⑴の支給率を定める件（**同**一四九）　二七三
○中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件（**同**一五〇）
○中小企業退職金共済法施行令第二条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件（**同**一五一）　二七三
○中小企業退職金共済法第十三条第二項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（**同**一五二）

（以下次のページへ続く）